

《 目 次 》

I . 母子保健医療対策総合支援事業の実施について (新旧対照表・比較表)	1
II . 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について (新旧対照表)	44
III . 産後ケア事業の実施について (全文、比較表)	49

こ 成 母 第 ※ ※ 号
令和 7 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の一部改正について

母子保健医療対策総合支援事業については、令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号本職通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。なお、令和 5 年 12 月 28 日こ成母第 375 号「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について」及び令和 7 年 2 月 14 日こ成母第 127 号「令和 6 年度母子保健衛生費の国庫補助（令和 6 年度補正予算分）について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

(別紙)

新 旧 対 照 表

下線部分は、改正部分

新		旧	
	こ 成 母 第 36 号 令和 5 年 6 月 30 日		こ 成 母 第 36 号 令和 5 年 6 月 30 日
一部改正	こ 成 母 第 15 号 令和 6 年 1 月 17 日	一部改正	こ 成 母 第 15 号 令和 6 年 1 月 17 日
	こ 成 母 第 242 号 令和 6 年 6 月 5 日		こ 成 母 第 242 号 令和 6 年 6 月 5 日
	こ 成 母 第 114 号 令和 7 年 2 月 14 日		こ 成 母 第 114 号 令和 7 年 2 月 14 日
	<u>こ 成 母 第 ※ ※ 号</u> <u>令和 7 年 ※ 月 ※ 日</u>		

新	旧
別紙	別紙
母子保健医療対策総合支援事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 事業内容 各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。	第2 事業内容 各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。
1 こどもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)	1 こどもの心の診療ネットワーク事業 (別添1)
2 性と健康の相談センター事業 (別添2)	2 性と健康の相談センター事業 (別添2)
3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 産前・産後サポート事業 (別添3)	3 妊娠・出産包括支援事業 (1) 産前・産後サポート事業 (別添3)
(2) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 (別添4)	<u>(2) 産後ケア事業 (別添4)</u>
(3) こども家庭センター (旧子育て世代包括支援センター機能部分) 開設準備事業 (別添5)	(3) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 (別添5)
(4) 妊娠・出産包括支援推進事業 (別添6)	(4) こども家庭センター (旧子育て世代包括支援センター機能部分) 開設準備事業 (別添6)
4 不育症検査費用助成事業 (別添7)	(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 (別添7)
5 産婦健康診査事業 (別添8)	4 不育症検査費用助成事業 (別添8)
6 新生児聴覚検査体制整備事業 (別添9)	5 産婦健康診査事業 (別添9)
7 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業 (別添10)	6 新生児聴覚検査体制整備事業 (別添10)
8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (別添11)	7 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業 (別添11)
9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (別添12)	8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (別添12)
10 母子保健対策強化事業 (別添13)	9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (別添13)
11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 (別添14)	10 母子保健対策強化事業 (別添14)
12 妊婦訪問支援事業 (別添15)	11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 (別添15)
<u>13 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業 (別</u>	12 妊婦訪問支援事業 (別添16)

新	旧
<u>添 16)</u> <u>14 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業 (別添 17)</u> <u>15 1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業 (別添 18)</u> <u>16 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業 (別添 19)</u> <u>17 乳幼児健康診査実施支援事業 (別添 20)</u> <u>18 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業 (別添 21)</u> <u>19 産後ケア施設改修費等支援事業 (別添 22)</u> <u>20 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支 援事業 (別添 23)</u>	
第3～4 (略)	第3～4 (略)
別添1 こどもの心の診療ネットワーク事業 (略)	別添1 こどもの心の診療ネットワーク事業 (略)

新	旧
別添2 性と健康の相談センター事業 1～3 (略) 4 実施方法 (1) (略) (2) 3 (6) による産科婦人科受診等支援 ① 対象者 次のいずれかに該当し、産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者 ア 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。以下単に「特定妊婦」という。）と疑われる者 イ 妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる若者等 ② 内容 産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者を把握した場合に、面談・訪問等によりその状況を確認し、必要に応じて、次のア及びイに掲げる支援を行うとともに、行政機関等関係機関に確実につなぐため、こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報共有等を行うものとする。また、その後の支援について、必要に応じて、伴走型相談支援の市町村担当者とも適宜連携を図るものとする。 ア 産科婦人科等医療機関への同行支援 イ 産科受診料等支援（初回分に限る。） ③ 留意事項 ア 産科婦人科等医療機関への同行支援の実施に当たっては、できる限り複数の者で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮す	別添2 性と健康の相談センター事業 1～3 (略) 4 実施方法 (1) (略) (2) 3 (6) による産科婦人科受診等支援 ① 対象者 次のいずれかに該当し、産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者 ア 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。以下単に「特定妊婦」という。）と疑われる者 イ 妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる若者等 ② 内容 産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者を把握した場合に、面談・訪問等によりその状況を確認し、必要に応じて、次のア及びイに掲げる支援を行うとともに、行政機関等関係機関に確実につなぐため、こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報共有等を行うものとする。また、その後の支援について、必要に応じて、<u>出産・子育て応援交付金による</u>伴走型相談支援の市町村担当者とも適宜連携を図るものとする。 ア 産科婦人科等医療機関への同行支援 イ 産科受診料等支援（初回分に限る。） ③ 留意事項 ア 産科婦人科等医療機関への同行支援の実施に当たっては、できる限り複数の者で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮す

新	旧
るものとする。 また、支援対象者が遠方に居住している場合や性と健康の相談センターの支援担当者による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。 イ 産科受診料等支援（初回分に限る。）は、次に掲げる費用に対する助成とする。ただし、性と健康の相談センターにおける相談指導等を実施する前に、支援対象者がすでに産科婦人科等医療機関を受診していた場合は、対象外とする。 i 明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、性と健康の相談センター等において、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で、医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用 ii 性感染症や月経等に関する受診費用 ウ 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮するものとする。 （３）～（９） （略） 別添３ 産前・産後サポート事業 （略） <u>（削除）</u>	るものとする。 また、支援対象者が遠方に居住している場合や性と健康の相談センターの支援担当者による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。 イ 産科受診料等支援（初回分に限る。）は、次に掲げる費用に対する助成とする。ただし、性と健康の相談センターにおける相談指導等を実施する前に、支援対象者がすでに産科婦人科等医療機関を受診していた場合は、対象外とする。 i 明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、性と健康の相談センター等において、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で、医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用 ii 性感染症や月経等に関する受診費用 ウ 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮するものとする。 （３）～（９） （略） 別添３ 産前・産後サポート事業 （略） <u>別添４ 産後ケア事業 （略）</u>

新	旧
別添4 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 1 事業目的 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。 2 事業主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象施設 産前・産後サポート事業若しくは産後ケア事業を実施し、又は実施を予定している施設（当該市町村若しくは受託事業者が所有し、又は賃借しているものに限る。） 4 事業内容 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。 5 事業の対象事例 ・ パソコンを設置するための配線工事 ・ 冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置 ・ 幼児用トイレの設置 ・ 幼児用シンクの設置 ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・ 調乳ユニットの設置 ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置	別添5 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 1 事業目的 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。 2 事業主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象施設 産前・産後サポート事業若しくは産後ケア事業を実施し、又は実施を予定している施設（当該市町村若しくは受託事業者が所有し、又は賃借しているものに限る。） 4 事業内容 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。 5 事業の対象事例 ・ パソコンを設置するための配線工事 ・ 冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置 ・ 幼児用トイレの設置 ・ 幼児用シンクの設置 ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・ 調乳ユニットの設置 ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置

新	旧
・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え ・ 相談室の間仕切り ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕 6 事業の実施期限 各年度3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。 7 留意事項 別添3「産前・産後サポート」のうち多胎妊産婦等支援や、<u>「産後ケア事業の実施について」（令和※年※月※日こ成母第※号）に基づいて行う産後ケア事業</u>について、他市町村と共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。 別添<u>5</u> こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（略） 別添<u>6</u> 妊娠・出産包括支援推進事業（略） 別添<u>7</u> 不育症検査費用助成事業（略）	・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え ・ 相談室の間仕切り ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕 6 事業の実施期限 各年度3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。 7 留意事項 別添3「産前・産後サポート」のうち多胎妊産婦等支援や、<u>別添4「産後ケア事業」</u>について、他市町村と共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。 別添<u>6</u> こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（略） 別添<u>7</u> 妊娠・出産包括支援推進事業（略） 別添<u>8</u> 不育症検査費用助成事業（略）

新	旧
別添<u>8</u> 産婦健康診査事業 1～4 （略） 5 産婦健康診査の実施等 （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。 （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。 （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、<u>「産後ケア事業の実施について」（令和※年※月※日こ成母第※号）に基づいて行う産後ケア事業</u>による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。 また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。 6～7 （略）	別添<u>9</u> 産婦健康診査事業 1～4 （略） 5 産婦健康診査の実施等 （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。 （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。 （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、<u>別添4「産後ケア事業」</u>による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。 また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。 6～7 （略）

新	旧
別添 <u>9</u> 新生児聴覚検査体制整備事業 1～3 (略) 4 留意事項 (1) 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。 なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。 (<u>2</u>) 3 (5) ①を実施する場合は、関係機関との協議会を活用するなどにより、市町村や産科医療機関と連携を図り、新生児聴覚検査の受検状況の把握、及び難聴と診断された子を速やかに療育機関へ繋げられるようにすること。 (<u>3</u>) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。 (<u>4</u>) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることはできない。	別添 <u>10</u> 新生児聴覚検査体制整備事業 1～3 (略) 4 留意事項 (1) 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。 なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。 <u>(2) 3 (5) を実施する際には、別途示す手引き書を参考に実施すること。</u> (<u>3</u>) 3 (5) ①を実施する場合は、関係機関との協議会を活用するなどにより、市町村や産科医療機関と連携を図り、新生児聴覚検査の受検状況の把握、及び難聴と診断された子を速やかに療育機関へ繋げられるようにすること。 (<u>4</u>) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。 (<u>5</u>) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることはできない。

新	旧
別添 <u>10</u> 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業 (略)	別添 <u>11</u> 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業 (略)
別添 <u>11</u> 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (略)	別添 <u>12</u> 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (略)
別添 <u>12</u> 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (略)	別添 <u>13</u> 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業 (略)

新	旧
別添 <u>13</u> 母子保健対策強化事業 1 事業目的 市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品の整備など、妊産婦等に必要な支援が行われるよう市町村の体制強化を図る。 また、都道府県において、管内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、管内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うため、管内市町村、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係団体による協議の場（以下「協議会」という。）の設置や、広域支援の推進等を実施する。 <u>加えて、都道府県及び指定都市において実施する先天性代謝異常等検査の検査精度の維持向上のため、先天性代謝異常等検査の精度管理への支援を図る。</u> 2 実施主体 本事業の実施主体は、3（1）の事業については市町村、3（2）<u>I 及び II</u>の事業については都道府県、<u>3（2）IIIの事業については都道府県及び指定都市</u>とする。 なお、事業の全部又は一部を民間事業者等及び都道府県が指定する医療機関等に委託することができる。 3 事業内容 （1）母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業	別添 <u>14</u> 母子保健対策強化事業 1 事業目的 市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品の整備など、妊産婦等に必要な支援が行われるよう市町村の体制強化を図る。 また、都道府県において、管内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、管内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うため、管内市町村、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係団体による協議の場（以下「協議会」という。）の設置や、広域支援の推進等を実施する。 2 実施主体 本事業の実施主体は、3（1）の事業については市町村とし、3（2）の事業については都道府県とする。 なお、事業の全部又は一部を民間事業者等及び都道府県が指定する医療機関等に委託することができる。 3 事業内容 （1）母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

新	旧
市町村において妊産婦等への支援体制の強化等を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を行うものとする。（複数実施可） ① 両親学級等のオンライン実施に必要な体制整備 ② SNS を活用したオンライン相談に必要な体制整備 ③ 母子保健に関する記録の電子化 ④ 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 ⑤ その他母子保健対策強化に資する取組 （２）母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 Ⅰ 母子保健事業等推進体制整備事業 都道府県において管内市町村や育成医療等に係る関係団体との連携を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする（ただし、①の取組の実施は必須とする。）。 ① 育成医療等の提供に関する施策に係る状況の把握や広域的な調整を行うため、主に以下の事項に関する協議を行う協議会の設置・開催 - ア 都道府県及び市町村の育成医療等に関する計画の策定に関すること - イ 母子保健事業（各種健診や産後ケア事業など）の実施状況等に関するデータ収集・分析、課題の把握等に関すること - ウ 母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関すること - エ 母子保健に関する住民のニーズ調査に関すること - オ その他協議会において協議することが適当と認められる内容に関すること ② 医療機関従事者等に対する研修会の実施 ③ 母子保健事業のポスターやパンフレットの作成等による普及啓発 ④ 母子保健事業の実施のための手引書の作成	市町村において妊産婦等への支援体制の強化等を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を行うものとする。（複数実施可） ① 両親学級等のオンライン実施に必要な体制整備 ② SNS を活用したオンライン相談に必要な体制整備 ③ 母子保健に関する記録の電子化 ④ 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 ⑤ その他母子保健対策強化に資する取組 （２）母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 Ⅰ 母子保健事業等推進体制整備事業 都道府県において管内市町村や育成医療等に係る関係団体との連携を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする（ただし、①の取組の実施は必須とする。）。 ① 育成医療等の提供に関する施策に係る状況の把握や広域的な調整を行うため、主に以下の事項に関する協議を行う協議会の設置・開催 - ア 都道府県及び市町村の育成医療等に関する計画の策定に関すること - イ 母子保健事業（各種健診や産後ケア事業など）の実施状況等に関するデータ収集・分析、課題の把握等に関すること - ウ 母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関すること - エ 母子保健に関する住民のニーズ調査に関すること - オ その他協議会において協議することが適当と認められる内容に関すること ② 医療機関従事者等に対する研修会の実施 ③ 母子保健事業のポスターやパンフレットの作成等による普及啓発 ④ 母子保健事業の実施のための手引書の作成

新	旧
Ⅱ 各種健診等管理等事業 都道府県において管内市町村の各種健診等の均てん化や精度管理等の支援を行うため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする。併せて、この取組により把握した管内市町村や医療機関等の状況、必要なデータ等について、必要に応じて協議会に報告・提供を行うことで、協議会での分析や方針決定につなげ、PDCAサイクルによる取組を実践していくものとする。 ①各種健診等の検査結果の情報集約及び共有 各種健診等の検査結果において、要再検査（リファア）・要精密検査と判断された児が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該児が漏れなく精密検査を受検できるようにする。 また、当該児が精密検査を受検後、必要に応じて速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。 ②市町村への支援・指導等 管内市町村において、各種健診等の検査の受検状況等の把握や集計が行われているか確認するとともに、要再検査（リファア）・要精密検査の割合や精密検査により疾患が指摘された者の割合等を集計したデータを市町村にフィードバックするなど、市町村に対して適切な支援・指導等を実施する。 ③ 相談対応等 （ア）保護者等からの相談への対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介 （イ）医療機関等・市町村からの各種健診等の検査に関する相談対応 ④ 検査状況・精度管理業務 各種健診等の検査を実施している医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。 ⑤ その他各種健診等の体制整備に必要な事項 <u>Ⅲ 先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業</u> <u>都道府県及び指定都市において実施する「先天性代謝異常等検査の実施につい</u>	Ⅱ 各種健診等管理等事業 都道府県において管内市町村の各種健診等の均てん化や精度管理等の支援を行うため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする。併せて、この取組により把握した管内市町村や医療機関等の状況、必要なデータ等について、必要に応じて協議会に報告・提供を行うことで、協議会での分析や方針決定につなげ、PDCAサイクルによる取組を実践していくものとする。 ①各種健診等の検査結果の情報集約及び共有 各種健診等の検査結果において、要再検査（リファア）・要精密検査と判断された児が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該児が漏れなく精密検査を受検できるようにする。 また、当該児が精密検査を受検後、必要に応じて速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。 ②市町村への支援・指導等 管内市町村において、各種健診等の検査の受検状況等の把握や集計が行われているか確認するとともに、要再検査（リファア）・要精密検査の割合や精密検査により疾患が指摘された者の割合等を集計したデータを市町村にフィードバックするなど、市町村に対して適切な支援・指導等を実施する。 ③ 相談対応等 （ア）保護者等からの相談への対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介 （イ）医療機関等・市町村からの各種健診等の検査に関する相談対応 ④ 検査状況・精度管理業務 各種健診等の検査を実施している医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。 ⑤ その他各種健診等の体制整備に必要な事項

新	旧
<u>て」(平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)及び通知の別添19「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に定める先天性代謝異常等検査の検査精度の維持向上を図るため、検査に関する精度試験等を適当と認める精度管理機関に次に掲げる事項を委託して行い、その結果に基づき、検査機関に対し、必要な指導を行うものとする。また、外部精度管理を実施する他に内部精度管理を実施するよう努めること。</u> <u>① 検査に関する精度の維持向上を図るための精度管理試験</u> <u>② 必要な技術指導及び研修</u> <u>③ その他精度管理上必要なもの</u> 4 (略)	4 (略)

新	旧
別添 <u>14</u> 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 1 事業目的 低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。また、<u>妊婦等包括相談支援事業</u>と一体的に本事業を実施することにより、両事業を効果的に推進する。 2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。 3～5 （略） 別添 <u>15</u> 妊婦訪問支援事業 （略）	別添 <u>15</u> 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 1 事業目的 低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。また、<u>出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業</u>と一体的に本事業を実施することにより、両事業を効果的に推進する。 2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。<u>ただし、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。</u> なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。 3～5 （略） 別添 <u>16</u> 妊婦訪問支援事業 （略）

新	旧
<u>別添 16</u> <u>特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業</u> <u>1 事業目的</u> <u>乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。</u> <u>そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児が健診を受けられるよう、集団健診での配慮や集団健診に代わる支援を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ることができる環境整備を目的とする。</u> <u>2 事業内容</u> <u>市町村が集団健診として実施する乳幼児健診において、集団健診を受けることが困難な、特別な配慮が必要な児に対して、個別に対応を行う。具体的には、集団健診での配慮（別日・別時間での健診の実施、パーテーションの設置等）や、集団健診に代わる支援（個別健診への切り替えや訪問での健診等）を行う。</u> <u>3 対象者</u> <u>児の身体・精神の状態（発達障害や医療的ケア児等）や保護者の身体・精神の状態が要因で、特別な支援がなければ集団健診の受診が難しく、配慮が必要な児。ただし、家庭環境に起因するものや、保護者の国籍・信条、きょうだい児の精神・身体の状態等によるものは除く。</u> <u>4 事業の実施主体</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
<u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</u> — <u>5 留意事項</u> <u>（１）妊婦等包括相談支援事業等の場を活用し、特別な配慮が必要な児を確認し、乳幼児健診を受診するにあたり、どのような配慮が求められているかの把握に努めること。</u> <u>（２）乳幼児健診の実施前後には、こども家庭センターや保育所等の関係機関と連携し、必要な支援を提供するものとする。</u> <u>（３）本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めること。</u> <u>（４）本事業は、通常の集団健診費用からのかかり増し経費を対象経費とする。また、他の国庫補助金や地方交付税措置で対象となっている費用は対象外とする。</u> <u>（５）本事業の実施に当たっては、別途示す事例集などを参考とすること。</u>	

新	旧
<u>別添 17</u> <u>妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業</u> <u>(1) 目的</u> <u>各地域において、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）の診療に係る中核的な精神科医療機関（精神科を標ぼうする産婦人科医療機関を含む。以下同じ。）を中心として、地域の精神科医療機関、産婦人科医療機関、都道府県（母子保健担当部局、精神保健担当部局、保健所、精神保健福祉センター等）、市町村（母子保健担当部局、こども家庭センター等）、関係機関（産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等）等の行政機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。</u> <u>(2) 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる機関又は団体に委託することができるものとする。</u> <u>(3) 事業内容</u> <u>都道府県は、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（以下「拠点病院」という。）を選定し、以下の①～⑤の全ての取組を行うものとする。なお⑥の取組については、地域の実情等を勘案し、必要に応じて行うものとする。</u> <u>① ネットワーク構築・運用</u> <u>拠点病院や都道府県、地域の精神科医療や周産期医療に携わる医師、助産師等看護職、市町村の代表、関係機関・団体の代表、その他妊産婦のメンタルヘルスケアに携わる関係者（精神保健福祉士、公認心理師等）等を構成員とする妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定等、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する地域のネットワーク体制を整備すること。協議会については、本事業の目的が達成されるものであれば都道府県等が設置する周産期医療に</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
<u>関する協議会等の既存の会議体を活用することも可能とする。</u> ② <u>地域の診療体制の見える化・整備</u> <u>妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な地域の精神科医療機関のリストを作成し、地域の関係機関と共有すること。また、メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合の地域におけるフォロー体制図や情報連携に係る様式の作成、医学的判断・対応に迷う事例について地域における相談先に関する協議を行うこと。フォロー体制図や情報連携の様式の作成等の検討に当たっては、①の協議会等を活用すること。なお、すでにリストや情報連携の様式がある場合には、新たに作成する必要はないが、定期的に見直しを行うこと。</u> ③ <u>コーディネーターの配置</u> <u>メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等にコーディネーターを配置すること。地域の実情に応じて、拠点病院以外の施設に配置しても差し支えない。コーディネーターの業務については、(5)を参照とすること。</u> ④ <u>関係者による症例検討の実施</u> <u>医療機関や行政機関、関係機関等においてメンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合に、拠点病院を含む医療機関の医師、助産師等看護職、都道府県・市町村の保健師等、関係機関等その他妊産婦のメンタルヘルスクエアに携わる関係者により、症例の共有・相談等を行う症例検討を定期的の実施すること。</u> ⑤ <u>人材育成・研修</u> <u>医療従事者や関係機関等を対象とした妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や、情報提供を行うこと。必要に応じて、精神科医療機関の医療従事者に、妊産婦のケア・管理等に関する研修や情報提供を行うこと。</u> ⑥ <u>専門職の派遣</u> <u>拠点病院等から、地域の精神科医療機関や産婦人科医療機関、行政機関や地域の関係機関への医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等のメンタルヘルスに係る専門職の派遣を行い、妊産婦への支援や関係者への助言・指導その他の支援を行うこと。また、必要に応じて、産科医療機関等から精神</u>	

新	旧
<u>科医療機関等に妊産婦のケアに係る専門職の派遣を行うこと。</u> <u>(4) 拠点病院の選定</u> ① <u>妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な体制が整っており、かつ、(3)に掲げる事業を実施するための地域との連携体制が整えられる精神科医療機関を都道府県において選定する。</u> ② <u>予算の範囲内において、地域の実情に応じて、2か所以上選定することも可能とする。</u> ③ <u>妊産婦のメンタルヘルスの専門性と併せて、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。</u> <u>(5) コーディネーターの業務</u> <u>(3)に掲げる事業を実施するため、地域の医療機関や行政機関、関係者・関係機関との調整を含む事務局としての役割を担う。あわせて、(3)④に掲げる関係者による症例検討の実施のための調整等を行うとともに、メンタルヘルスの課題を有し支援が必要な妊産婦を、地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるための関係機関等からの相談への対応を行う。コーディネーターの業務については、拠点病院の精神科の医師等が指導・監督する等、円滑な業務実施に向けたサポート体制に配慮すること。</u> <u>(6) 経費の補助</u> <u>国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</u> <u>ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。</u> ① <u>当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用</u> ② <u>国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用</u> ③ <u>施設や建物等の整備や改修に要する費用</u>	

新	旧
<u>別添 18</u> <u>1 か月児及び5 歳児健康診査支援事業</u> <u>第1 総則的事項</u> <u>1 事業目的</u> <u>乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において1 歳6 か月児及び3 歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、3 から6 か月頃及び9 から11 か月頃の健康診査についても、多くの自治体で実施されている状況となっている。こうした中で、新たに1 か月児及び5 歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。</u> <u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。</u> <u>3 健康診査の種類</u> <u>健康診査の種類は、1 か月児健康診査及び5 歳児健康診査とする。</u> <u>4 その他</u> <u>この実施要綱に定める事項以外の事項については、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10 年4 月8 日児発第285 号厚生省児童家庭局長通知）の第1 に定める総則的事項を参照すること。</u> <u>第2 各論的事項</u> <u>1 1 か月児健康診査</u> <u>(1) 目的</u> <u>早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1 か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
<u>持及び増進を図ることを目的とする。</u> (2) <u>健康診査の種類</u> <u>健康診査の種類は、一般健康診査（原則、1 か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）に委託して行う個別健康診査）とする。</u> (3) <u>健康診査を実施する担当者</u> <u>十分な経験を有し、新生児・乳児の保健医療に習熟した医師により実施することとする。なお、担当者を医師とした上で、十分な経験を有し、保健医療に習熟した助産師、看護師と協力して実施することは差し支えない。</u> (4) <u>実施対象者</u> <u>一般健康診査の対象者は、標準的には、出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児とする。</u> (5) <u>項目等</u> <u>一般健康診査の項目は以下のとおりとする。</u> ① <u>身体発育状況</u> ② <u>栄養状態</u> ③ <u>疾病及び異常の有無</u> ④ <u>新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認</u> ⑤ <u>ビタミン K₂投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与</u> ⑥ <u>育児上問題となる事項</u> (6) <u>留意事項</u> <u>ア 1 か月児健康診査の結果を実施機関から市町村に速やかに報告されるよう連携体制を整備するなど、実施機関との連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより妊婦等包括相談支援事業の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。実施機関において実施対象者が未受診であることを把握した場合は、速やかに市町村の担当窓口へ情報共有することが望ましい。</u> <u>イ 本事業の実施対象者が居住地以外の実施機関において 1 か月児健康診査を受診する場合等、1 か月児健康診査を実施機関に委託して行うことが困難</u>	

新	旧
<u>な場合については、1 か月児健康診査の結果が市町村へ速やかに報告されるよう実施機関と連携する場合に限り、1 か月児健康診査にかかる費用を実施対象者へ直接助成することを認める。</u> <u>ウ 1 か月児健康診査の実施に当たっては、別に示す1 か月児健康診査の問診票及び健康診査票並びにこども家庭科学研究の研究班により作成された1 か月児健康診査マニュアルを参考とすること。</u> <u>2 5 歳児健康診査</u> (1) <u>目的</u> <u>幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5 歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。</u> (2) <u>健康診査の種類</u> <u>健康診査の種類は、一般健康診査（原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査）とする。</u> <u>一般健康診査は、（5）の項目等の確認に加え、必要な児・保護者に対して多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施すること。</u> <u>※ 巡回方式や園医方式を組み合わせる場合を含む。なお、その場合であっても、必要な児・保護者に専門相談を提供するとともに、対象となる年齢の幼児全てに健康診査を実施できるよう工夫すること。</u> (3) <u>健康診査を実施する担当者</u> <u>十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること。</u> (4) <u>実施対象者</u> <u>一般健康診査の対象者は、実施年度に満5 歳になる幼児とする。標準的には、4 歳6 か月から5 歳6 か月となる幼児を対象とする。</u> (5) <u>項目等</u> <u>一般健康診査の項目は以下のとおりとする。</u>	

新	旧
① <u>身体発育状況</u> ② <u>栄養状態</u> ③ <u>精神発達の状況</u> ④ <u>言語障害の有無</u> ⑤ <u>育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)</u> ⑥ <u>その他の疾病及び異常の有無</u> (6) <u>留意事項</u> ア <u>健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。</u> <u>健康診査の結果、発達障害等(発達障害等の疑いを含む。)と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。</u> イ <u>5歳児健康診査の実施に当たっては、別に示す5歳児健康診査の問診票及び健康診査票並びにこども家庭科学研究の研究班により作成された5歳児健康診査マニュアルや5歳児健診ポータルを参考とすること。</u> ウ <u>5歳児健診の結果、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定(5歳児健診に係る健診後カンファレンス等で総合的な判断に基づいて行われるものであり、専門医療機関等で行われる診断とは異なる。)された児及びその保護者に対して、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備に努めること。市町村におけるフォローアップ体制の整備にあたっては、「地域障害児支援体制強化事業」(「地域障害児支援体制強化事業の実施について」令和5年6月5日こ支障第8号こども家庭庁支援局長通知)や「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」(「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施について」令和6年1月5日こ支障第119号こども家庭庁支援局長通知)などの事業の活用も想定される。</u>	

新	旧
<u>別添 19</u> <u>新生児マススクリーニング検査に関する実証事業</u> <u>1. 背景</u> <u>新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付子母発 0330 第 2 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき 20 疾患を対象に実施されているところであるが、近年の治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和 5 年度より国において科学研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングにおける課題に関する対応策を得ることとしている。</u> <u>2. 事業目的</u> <u>1 の背景を踏まえ、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）に参画する都道府県及び指定都市において、重症複合免疫不全症（Severe combined immunodeficiency：SCID。以下「SCID」という。）及び脊髄性筋萎縮症（Spinal muscular atrophy：SMA。以下「SMA」という。）に関する新生児マススクリーニング検査をモデル的に実施する。さらに、地域における検査・診療体制や遺伝カウンセリングの整備状況の把握等を行うこども家庭科学研究の研究班（「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」の研究班。以下「研究班」という。）と連携・協力を行うことで、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて、SCID 及び SMA を対象とする新生児マススクリーニング検査の全国展開を目指す。</u> <u>3. 実施主体</u> <u>都道府県及び指定都市。</u> <u>なお、実証事業の参画に当たっては、（１）～（５）の要件を満たすこと。</u> <u>（１）新生児の血液による、SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査を実施する体制が整っていること。当該検査については、20 疾患を対象に実施されている新生児マススクリーニング検査と共通のろ紙血を用いるな</u>	<u>（新規）</u>

新	旧
<u>ど、現状の 20 疾患の検査と連動して実施する必要があること。また、検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関で実施する又は検査を適切に実施できる機関に委託して実施すること。なお、新生児マススクリーニング検査により SCID 及び SMA に関する異常を早期に発見し、速やかにその後の適切な治療等につなげる観点から、現状の 20 疾患に対する新生児マススクリーニング検査の検体検査機関で一括して検査を行う体制を構築することが望ましい。</u> (2) <u>新生児マススクリーニング検査で SCID 及び SMA に関する異常又は異常の疑いのある事例について、精密検査、遺伝カウンセリング、治療が実施できる医療体制が整っており、かつ、新生児の保護者に対し適切な医療機関を紹介すること。実証事業に参画する都道府県または指定都市以外に所在する医療機関と適切に連携する場合も認められること。</u> (3) <u>新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁及び研究班へ報告すること。</u> (4) <u>SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査に関して、自治体、医療機関等、検体検査機関で必要な情報共有を行うこと。</u> (5) <u>本事業の検査精度の維持向上を図るため、検査に関する精度試験等を適当と認める精度管理機関に次に掲げる事項を委託して行い、その結果に基づき、検体検査機関に対し、必要な指導を行うこと。また、外部精度管理を実施する他に内部精度管理を実施するよう努めること。</u> <u>ア 検査に関する精度の維持向上を図るための精度管理試験</u> <u>イ 必要な技術指導及び研修</u> <u>ウ その他精度管理上必要なもの</u> <u>4. 事業内容</u> <u>5の実施方法により、実施主体においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施するとともに、こども家庭庁及び研究班に対し新生児マススクリーニング検査の検査結果や精密検査の結果等の必要なデータを提供するなど連携・協力すること。</u> <u>5. 実施方法</u>	

新	旧
<u>(1) 検体検査機関の指定</u> <u>実施主体は、課長通知（※1）を参考に、実証事業を円滑に実施するために、2疾患（SCID、SMA）に係る新生児マススクリーニング検査を実施できる検体検査機関を指定する。</u> <u>（※1）「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発 0330 第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）（抄）</u> <u>5 検査機関</u> <u>検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関又は検査を適切に実施できる機関に委託するものとする。</u> <u>6 検査の実施等</u> <u>（1） 検査機関は、以下のことを実施すること。</u> <u>ア 医療機関等から送付された検体（新生児から採取した血液を代謝異常検査用濾紙にしみこませたもの）について速やかに検査を行うものとする。採血不備等により検査不能な検体があった場合は、直ちに採血した医療機関等に対し、再採血を依頼すること。</u> <u>イ （略）</u> <u>ウ 検査終了後、その結果を速やかに当該医療機関等へ通知すること。</u> <u>なお、異常又は異常の疑いのある事例については、早期治療の重要性に鑑み、医療機関への通知に当たっては、当該新生児の保護者に迅速かつ的確に伝達できるよう医療機関等への通知方法に配慮すること。</u> <u>（2）分娩取扱医療機関等における保護者（妊婦及びパートナー）に対する検査の説明と同意取得及び採血の実施</u> <u>原則として、現状の20疾患を対象に新生児マススクリーニング検査を実施している全ての分娩取扱医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施する。当該医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査の内容及び当該検査結果や精密検査の結果等をこども家庭庁及び研究班へ報告することについて保護者に対して説明し、説明同意書により同意の取得を行った上で、採血を行い、（1）により指定された検体検査機関に検体及び同意取得書（原本またはコピー）を送付する。なお、保護者に対する説明と同意取得の際に用いる文書は、別添様式1の説明同意書及び別添様式2の説明用</u>	

新	旧
<u>リーフレットを参考にすること。</u> <u>(3) 精密検査等を実施する医療機関（以下「精査医療機関」という。）の指定</u> <u>実施主体は、SCID、SMA に関する新生児マススクリーニング検査陽性者が受</u> <u>診する精密検査等を実施する精査医療機関を指定する。なお、精査医療機関</u> <u>の選定に際しては、</u> <u>・ SCID、SMA に関する精密検査を実施できるとともに、保護者に対して、精</u> <u>密検査の前後に検査の内容や結果について適切な説明を行う体制が整備さ</u> <u>れていること。</u> <u>・ 新生児マススクリーニング検査が陽性または精密検査の結果が陽性だっ</u> <u>た新生児の保護者やその他の家族に対して遺伝カウンセリングを実施でき</u> <u>る体制が整備されていること。</u> <u>・ 精密検査の結果が陽性だった新生児に対して、遅滞なく治療を実施でき</u> <u>る体制が整備されていること。また、当該精査医療機関で治療が実施でき</u> <u>ない場合には、治療可能な医療機関を紹介できること。</u> <u>を考慮して、決定すること。地域の状況に応じて、実施主体の域内に複数の</u> <u>精査医療機関を指定すること、域外の医療機関を精査医療機関として指定す</u> <u>ることも妨げない。</u> <u>(4) 実施主体による情報提供</u> <u>実施主体は、(2) により保護者から同意取得した新生児に係る新生児マス</u> <u>スクリーニング検査の結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者</u> <u>数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁成育局母子保健</u> <u>課及び母子保健課を通じて研究班へ報告する。報告は3か月ごとに、別添様</u> <u>式3の様式により別に定める期日までに報告を行うこと。</u> <u>また、こども家庭庁及びこども家庭庁の研究班への報告後に、新たな情報</u> <u>が得られた場合（精密検査中の児の結果が判明した場合など）は、次の報告</u> <u>時に数字を更新して再度提出すること。</u> <u>(5) 検体検査機関及び精査医療機関による情報提供</u> <u>実施主体が指定する検体検査機関及び精査医療機関は、当該検体検査機関</u> <u>及び精査医療機関で実施する新生児マススクリーニング検査の検査結果及び</u> <u>精密検査の結果等（(2) により保護者から同意取得した新生児に係る結果等</u> <u>に限る）の別添様式3に関する情報を実施主体に報告すること。</u> <u>6. 検査費用の負担</u>	

新	旧
<u>実施主体は、5の（2）により同意を取得した保護者の SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査の費用（検体検査機関が実施する検査の費用及び分娩取扱機関等が実施する当該検査の説明に係る費用とし、分娩取扱機関等が実施する採血の費用等は除く。）の全てを負担すること。</u> <u>7. 留意事項</u> <u>（1） 新生児マススクリーニング検査や精密検査、遺伝カウンセリングや治療の体制構築については、地域の医療機関や検体検査機関、医師会等の関係団体等と協議し、連携を行うこと。その際、地域の関係者が参画する新生児マススクリーニング連絡協議会等の場を活用することも検討すること。</u> <u>（2） 実施主体は、検査の結果、SCID 及び SMA に関する異常又は疑いの認められた場合は、直ちに採血した分娩取扱医療機関等を通じ、保護者に5（3）により指定された精査医療機関の紹介等適切な措置をとるとともに、保健所へ連絡する等事後指導に万全を期すよう配慮すること。</u> <u>（3） 保護者及び新生児が、里帰り出産や転居により検査を行った実施主体とは異なる自治体に移動した場合であっても、検査結果を伝えられるような連絡体制をとり、異常又は疑いの認められた場合には、適切な医療機関の受診を促すこと。また、このような場合についても、医療機関、検体検査機関、自治体間で連携を取り、精査結果の把握に努めること。</u>	

新	旧
<u>別添 20</u> <u>乳幼児健康診査実施支援事業</u> <u>1 事業目的</u> <u>乳幼児健康診査については、3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査、5 歳児健康診査を集団健診として行っている自治体も多く、また、市町村における実施の義務が法定で定められた健康診査ではないが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診であり、実施に係る費用について地方交付税措置等も行っていることから、すべての自治体で健康診査が実施できるよう体制整備を行う。</u> <u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、3 の（1）は都道府県、（2）及び（3）は市町村（特別区を含む。）とする。</u> <u>ただし、3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査に係る 3 の（2）及び（3）の事業は、令和 5 年度において 3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査が未実施の市町村であること。また、本事業の実施は、原則、最初の実施年度を含めた 3 か年を上限とする。</u> <u>なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。</u> <u>3 事業内容</u> <u>地域の実情に応じて、以下の事業を実施すること。</u> <u>（1）都道府県による管内市町村等への広域支援</u> <u>3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査、5 歳児健康診査を実施するための管内市町村や乳幼児健康診査に係る関係団体との調整や広域連携に係る取組及び健康診査の実施に必要な研修等の取組を行う。</u> <u>（2）市町村による専門職等確保</u> <u>3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査を実施するため、健診医や</u>	<u>（新規）</u>

新	旧
<u>多職種連携のための健診医以外の専門職等の健診への派遣等に係る旅費や確保に必要な取組を行う。</u> <u>(3) 市町村による研修等</u> <u>3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査、5 歳児健康診査を実施するための各健康診査の実施に必要な研修等を実施する。</u> <u>4 留意事項</u> <u>3～6 か月児健康診査、9～11 か月児健康診査の実施に係る費用については、地方交付税措置されているため、本事業に健診医への健康診査委託費用は含めないこととする。</u>	

新	旧
<u>別添 21</u> <u>入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業</u> <u>1 事業目的</u> <u>こどもが入院した際に家族が付添いをする場合、当該家族に対する十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。</u> <u>こうした状況を踏まえ、こどもの心身の健やかな成育の確保や家族の身体的・精神的負担の軽減の観点から、こどもやその家族が安心して入院生活を送ることができるようにするための環境改善を図ることを目的とする。</u> <u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、都道府県とする。</u> <u>なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。</u> <u>3 事業内容</u> <u>入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。</u> <u>(1) 環境改善のための医療機関内の修繕の実施</u> <u>こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。</u> <u>(2) 環境改善のための物品等の購入</u> <u>こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド及び寝具等や、家族が付添い中に食事するための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。</u> <u>また、家族がこどもの付添いができない場合において、こどもが家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
<u>4 事業の対象期間</u> <u>3の（1）の事業については、補助対象年度において修繕に着手し完了したものを対象とする。</u> <u>5 対象事業の制限</u> <u>本事業による補助は、1つの医療機関において、3の（1）及び（2）のそれぞれで、一定期間（10年間）につき1回限りとする。</u>	

新	旧
<u>別添 22</u> <u>産後ケア施設改修費等支援事業</u> <u>1 事業目的</u> <u>産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされており、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。</u> <u>こうした取組を進めている中で、同事業の受け皿の拡大を図るため、賃貸物件を活用して設置する産後ケア事業を行う施設（以下「産後ケア施設」という。）等に対する改修費等を支援することにより、希望する全ての産婦が産後ケア事業を利用できるようにするための体制整備を図ることを目的とする。</u> <u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）又は市町村が認めた者（産後ケア事業の委託を受ける民間団体等）とする。</u> <u>なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。</u> <u>3 事業内容</u> <u>賃貸物件を活用して設置する産後ケア施設等の新設、定員の拡大、老朽化対策などのための改修等に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。</u> <u>なお、上記の賃借料については、補助対象年度において産後ケア施設の開所までに発生するものに限る。また、当該年度の翌年度以降に開所する場合は、当該年度の3月31日までに発生するものに限る。</u> <u>4 対象事業の制限</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
<u>改修等を行う産後ケア施設が、次世代育成支援対策施設整備交付金その他国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象としないものとする。</u> <u>5 国の補助等</u> <u>実施主体のうち、市町村が認めた者（産後ケア事業の委託を受ける民間団体等）の本事業の実施に要する経費については、市町村が補助するものとし、国は、当該市町村が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</u>	

新	旧
<u>別添 23</u> <u>妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業</u> <u>1 事業目的</u> <u>地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査（以下、「妊婦健診」という。）を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u> <u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</u> <u>なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</u> <u>3 対象者</u> <u>本事業による助成の対象者は、以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する妊婦とする。</u> <u>（１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦</u> <u>（２）医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等（当該妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。）まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦</u>	<u>（新規）</u>

新	旧
<u>(3) 妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね 60 分以内にある妊婦であつても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期（概ね妊娠 32 週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね 60 分以上の移動を要する妊婦</u> <u>4 事業内容</u> <u>以下の（１）から（３）までのいずれかを実施することとする。</u> <u>(1) 3（１）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、14 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。</u> <u>(2) 3（２）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センター等までの移動に要した費用（往復分）について、14 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。</u> <u>(3) 3（３）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い分娩予定施設までの移動に要した費用（往復分）について、7 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。</u> <u>5 概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦の考え方</u> <u>この事業における「概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦」とは、3（１）から（３）までのいずれかに該当する妊婦の住所地から最も近い産科医療機関等、周産期母子医療センター等または分娩予定施設まで、妊婦が選択した移動手段（タクシーを除く、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦</u>	

新	旧
<u>が選択した移動手段とする。)において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね 60 分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。</u> <u>6 交通費の助成額の算出方法</u> <u>交通費の助成額は、3（１）から（３）までのいずれかに該当する妊婦が、住所地から最も近い産科医療機関等、周産期母子医療センター等または分娩予定施設までの公共交通機関・自家用車で移動に要した費用（タクシーを除く）について、実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とする。</u> <u>7 国の補助等</u> <u>市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。</u> <u>8 留意事項</u> <u>ア 市町村は、妊娠届出時の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。</u> <u>イ 本事業による妊婦に対する交通費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。</u> <u>なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。</u> <u>ウ 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の</u>	

新	旧
<u>取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。</u> 別紙１～３　（略）	別紙１～３　（略）

(参考) 別添 17～23 関係

比 較 表

下線部分は、改正部分

母子保健医療対策総合支援事業の実施について	母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について 令和 6 年度母子保健衛生費の国庫補助（令和 6 年度補正予算分）について
別添 17 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業（略） 別添 18 1 か月児及び 5 歳児健康診査支援事業 第 1 （略） 第 2 各論的事項 1 1 か月児健康診査 （1）～（4）（略） （5）項目等 一般健康診査の項目は以下のとおりとする。 ① 身体発育状況 ② 栄養状態 ③ 疾病及び異常の有無 ④ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認 ⑤ ビタミン K₂投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与 ⑥ 育児上問題となる事項 （6）留意事項 ア 1 か月児健康診査の結果を実施機関から市町村に速やかに報告されるよう連携体制を整備するなど、実施機関との連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより妊婦等包括相談支援事業の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。実施機関において実施対象者が未受診であることを把握した場合は、速やかに市町村の担当窓口	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業（略） 1 か月児及び 5 歳児健康診査支援事業 第 1 （略） 第 2 各論的事項 1 1 か月児健康診査 （1）～（4）（略） （5）項目等 一般健康診査の項目は以下のとおりとする。 ⑦ 身体発育状況 ⑧ 栄養状態 ⑨ 疾病及び異常の有無 ⑩ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認 ⑪ ビタミン K₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与 ⑫ 育児上問題となる事項 （6）留意事項 ア 1 か月児健康診査の結果を実施機関から市町村に速やかに報告されるよう連携体制を整備するなど、実施機関との連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより出産・子育て応援交付金による伴走型支援事業の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。実施機関において実施対象者が未受診であることを把握した場合は、速やかに市町村の

母子保健医療対策総合支援事業の実施について	母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について 令和6年度母子保健衛生費の国庫補助（令和6年度補正予算分）について
することが望ましい。 イ 本事業の実施対象者が居住地以外の実施機関において1か月児健康診査を受診する場合等、1か月児健康診査を実施機関に委託して行うことが困難な場合については、1か月児健康診査の結果が市町村へ速やかに報告されるよう実施機関と連携する場合に限り、1か月児健康診査にかかる費用を実施対象者へ直接助成することを認める。 ウ 1か月児健康診査の実施に当たっては、別に示す1か月児健康診査の問診票及び健康診査票並びに<u>こども家庭科学研究の研究班により作成された1か月児健康診査マニュアル</u>を参考とすること。 2 5歳児健康診査 (1)～(5) (略) (6) 留意事項 ア 健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。 健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。 イ 5歳児健康診査の実施に当たっては、別に示す5歳児健康診査の問診票及び健康診査票並びに<u>こども家庭科学研究の研究班により作成された5歳児健康診査マニュアルや5歳児健診ポータル</u>を参考とすること。 ウ <u>5歳児健診の結果、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定（5歳児健診に係る健診後カンファレンス等で総合的な判断に基づいて行われるものであり、専門医療機関等で行われる診断とは異なる。）された児及びその保護者に対して、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備に努めること。市町村におけるフォローアップ体制の整備にあたっては、「地域障害児支援体制強化事業」（「地域障害児支援体制強化事業の実施について」令和5年6月5日こ支障第8号こども家庭庁支援局長通知）や「地</u>	担当窓口に情報共有することが望ましい。 イ 本事業の実施対象者が居住地以外の実施機関において1か月児健康診査を受診する場合等、1か月児健康診査を実施機関に委託して行うことが困難な場合については、1か月児健康診査の結果が市町村へ速やかに報告されるよう実施機関と連携する場合に限り、1か月児健康診査にかかる費用を実施対象者へ直接助成することを認める。 ウ 1か月児健康診査の実施に当たっては、別に示す1か月児健康診査の問診票及び健康診査票を参考とすること。 2 5歳児健康診査 (1)～(5) (略) (6) 留意事項 ア 健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。 健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。 イ 5歳児健康診査の実施に当たっては、別に示す5歳児健康診査の問診票及び健康診査票並びに<u>こども家庭科学研究の研究班により作成された5歳児健康診査マニュアル</u>を参考とすること。 <u>（新規）</u>

母子保健医療対策総合支援事業の実施について	母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について 令和6年度母子保健衛生費の国庫補助（令和6年度補正予算分）について
<u>域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」（「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施について」令和6年1月5日こ支障第119号こども家庭庁支援局長通知）などの事業の活用も想定される。</u> 別添 19 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業 1～5 （略） 6. 検査費用の負担 実施主体は、5の（2）により同意を取得した保護者の SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査の費用（検体検査機関が実施する検査の費用<u>及び分娩取扱機関等が実施する当該検査の説明に係る費用</u>とし、分娩取扱機関等が実施する採血の費用等は除く。）の全てを負担すること。 7 （略） 別添 20 乳幼児健康診査実施支援事業 （略） 別添 21 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業 （略） 別添 22 産後ケア施設改修費等支援事業 （略） 別添 23 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 （略）	新生児マススクリーニング検査に関する実証事業 1～5 （略） 6. 検査費用の負担 実施主体は、5の（2）により同意を取得した保護者の SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査の費用（検体検査機関が実施する検査の費用とし、分娩取扱機関等が実施する採血の費用等は除く。）の全てを負担すること。 7 （略） 乳幼児健康診査実施支援事業 （略） 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業 （略） 産後ケア施設改修費等支援事業 （略） 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業（略）

こ 成 母 第 ※ 号
医 政 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

こ ども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の
実施について」の一部改正について

標記については、令和6年4月1日母第90号・医政発0401第3号本職通知
「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施につ
いて」の別紙「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事
業実施要綱」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今
般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用
することとしたので通知する。

(別紙)

新 旧 対 照 表

下線部分は、改正部分

新	旧
別紙 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱 1 事業目的 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象者 本事業による助成の対象者は、以下の（１）または（２）に該当する妊婦とする。 （１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦	別紙 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱 1 事業目的 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象者 本事業による助成の対象者は、以下の（１）または（２）に該当する妊婦とする。 （１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

新	旧
(2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 4 事業内容 以下の(1)または(2)を実施することとする。 (1) 3 (1) に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。 ① 交通費 当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、6の①により算出した交通費の助成額を助成する。 ② 宿泊費 当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分）について、6の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。 (2) 3 (2) に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。 ① 交通費 当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、6の①により算出した交通費の助成額を助成する。 ② 宿泊費	(2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 4 事業内容 以下の(1)または(2)を実施することとする。 (1) 3 (1) に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。 ① 交通費 当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、6の①により算出した交通費の助成額を助成する。 ② 宿泊費 当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分）について、6の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。 (2) 3 (2) に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。 ① 交通費 当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、6の①により算出した交通費の助成額を助成する。 ② 宿泊費

新	旧
当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。 ５ 概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦の考え方 この事業における「概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦」とは、３（１）または（２）に該当する妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね６０分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。 ６ 交通費及び宿泊費の助成額の算出方法 交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。 ① 交通費の助成額 ３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額とする。 ② 宿泊費の助成額 ３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額（実施	当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。 ５ 概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦の考え方 この事業における「概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦」とは、３（１）または（２）に該当する妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね６０分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。 ６ 交通費及び宿泊費の助成額の算出方法 交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。 ① 交通費の助成額 ３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額とする。 ② 宿泊費の助成額 ３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額（実施

新	旧
主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。) から、1泊当たり 2,000 円を控除した額とする。 7 国の補助等 市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 8 留意事項 ア 市町村は、<u>妊婦等包括相談支援事業で実施する妊娠届出時や妊娠後期</u>の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。 イ 本事業による妊婦に対する交通費及び宿泊費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法のほか、タクシー事業者や宿泊施設と委託契約を締結した上で、妊婦に対して当該タクシー事業者や宿泊施設の利用クーポン(6に定める助成額の割引が受けられるもの)をあらかじめ交付する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。 なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。 ウ 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。	主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。) から、1泊当たり 2,000 円を控除した額とする。 7 国の補助等 市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 8 留意事項 ア 市町村は、<u>「出産・子育て応援交付金」による伴走型相談支援で実施する妊娠届出時や妊娠8ヶ月頃</u>の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。 イ 本事業による妊婦に対する交通費及び宿泊費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法のほか、タクシー事業者や宿泊施設と委託契約を締結した上で、妊婦に対して当該タクシー事業者や宿泊施設の利用クーポン(6に定める助成額の割引が受けられるもの)をあらかじめ交付する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。 なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。 ウ 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

こ 成 母 第 ※ ※ 号
令 和 7 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

産後ケア事業の実施について

産後ケア事業については、別紙「産後ケア事業実施要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

産後ケア事業実施要綱

1 事業目的

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

出産後1年以内の母子であって、産後ケア（4（3）の①から⑤に掲げる心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者

4 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（2）の①、②又は③の実施方法により、原則として（3）の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。

（1）管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること

（2）実施方法

① 短期入所（ショーステイ）型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

② 通所（デイサービス）型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

③ 居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

（3）内容

① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

② 褥婦に対する療養上の世話

③ 産婦及び乳児に対する保健指導

④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

5 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて（1）を配置したうえで、（2）及び（3）の担当

者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関しての知識を有する者
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

6 実施場所

(1) 短期入所（ショートステイ）型

利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。

- ① 居室
- ② カウンセリングを行う部屋
- ③ 乳児の保育を行う部屋
- ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備

(2) 通所（デイサービス）型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) 居宅訪問（アウトリーチ）型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

7 関係機関との連携体制の整備

- (1) 妊婦・出産・産後のケアの連続性を担保し、事業の円滑な実施を図るため、都道府県、医師会、助産師会等の協力を得て、多職種、多機関が連携した支援体制を整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

8 利用料

本事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収することができる。

ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、全ての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。

9 支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合の対応

産後うつなどのリスクの高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下の（1）から（5）までの全ての取組を行う場合に別途加算の対象とする。

- (1) 当該産婦に対するアセスメントの実施
- (2) 上記(1)によるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成
- (3) ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り
- (4) 当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における市町村（母子保健部署）との情報共有や、市町村において必要な支援（産後ケア事業の利用後の支援を含む。）を実施するための連携
- (5) 上記(1)から(4)までの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理

10 留意事項

本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。
- (4) 他市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (5) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点で同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

- (6) 都道府県が母子保健対策強化事業（うち、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業）や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業を活用して設置・開催する協議会において行われる、産後ケア事業を含む母子保健事業に関する実施体制の整備・委託先の確保などに係る協議に対し、必要な協力を行うとともに、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）に関するネットワーク体制の構築等の取組と連携を図ること。
- (7) 利用者及びそのこども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること。短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施する場合は、施設内における安全に関するマニュアル（事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制（対応のフロー図を含む）、重大事案等発生時の対応などの事項を定めたもの）を作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。

また、事故等の事案発生時の連絡体制を整備するとともに、委託元の市町村への報告及び事故等の発生原因の検証や再発防止策の実施に努めること。

(8) 次に掲げる事業は対象から除外する。

- ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
- ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
- ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
- ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

(9) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。

(10) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。

(11) 個人情報の保護に十分留意すること。

(12) 事業実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

(13) 本事業の全部又は一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。

(14) (1) から(13) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

11 費用

産後ケア事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

産後ケア事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 産後ケア事業（別添4）
<u>別紙</u> 産後ケア事業<u>実施要綱</u> 1 事業目的 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区<u>及び一部事務組</u>合を含む。<u>以下同じ。</u>）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象者 出産後1年以内の母子であって、産後ケア（4（3）の①から⑤に掲げる心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者 4 事業の実施方法及び内容 地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（2）の①、②又は③の実施方法により、原則として（3）の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。 （1）管理者 産後ケア事業を管理する者を定めること （2）実施方法 ① 短期入所（ショートステイ）型 病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。 利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。 ② 通所（デイサービス）型 日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。	<u>別添4</u> 産後ケア事業 1 事業目的 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3 対象者 出産後1年以内の母子であって、産後ケア（4（3）の①から⑤に掲げる心身のケアや育児のサポート等）を必要とする者 4 事業の実施方法及び内容 地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の（2）の①、②又は③の実施方法により、原則として（3）の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。 （1）管理者 産後ケア事業を管理する者を定めること （2）実施方法 ① 短期入所（ショートステイ）型 病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。 利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。 ② 通所（デイサービス）型 日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

産後ケア事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 産後ケア事業（別添４）
③ 居宅訪問（アウトリーチ）型 実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。 （３）内容 ① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む） ② 褥婦に対する療養上の世話 ③ 産婦及び乳児に対する保健指導 ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング ⑤ 育児に関する指導や育児サポート等 ５ 実施担当者 次のとおり、事業の内容に応じて（１）を配置したうえで、（２）及び（３）の担当者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にする。 （１）助産師、保健師又は看護師 （２）心理に関しての知識を有する者 （３）育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者 ６ 実施場所 （１）短期入所（ショートステイ）型 利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。 ① 居室 ② カウンセリングを行う部屋 ③ 乳児の保育を<u>行う</u>部屋 ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備 （２）通所（デイサービス）型 個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。 （３）居宅訪問（アウトリーチ）型 利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮	③ 居宅訪問（アウトリーチ）型 実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。 （３）内容 ① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む） ② 褥婦に対する療養上の世話 ③ 産婦及び乳児に対する保健指導 ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング ⑤ 育児に関する指導や育児サポート等 ５ 実施担当者 次のとおり、事業の内容に応じて（１）を配置したうえで、（２）及び（３）の担当者を配置すること。また、短期入所型で実施する場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にする。 （１）助産師、保健師又は看護師 （２）心理に関しての知識を有する者 （３）育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者 ６ 実施場所 （１）短期入所（ショートステイ）型 利用者が宿泊する施設は、原則として次の①から③までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。 ① 居室 ② カウンセリングを行う部屋 ③ 乳児の保育を部屋 ④ ①から③までの他、事業の実施に必要な設備 （２）通所（デイサービス）型 個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。 （３）居宅訪問（アウトリーチ）型 利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮

産後ケア事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 産後ケア事業（別添４）
すること。 ７ 関係機関との連携体制の整備 （１）妊婦・出産・産後のケアの連続性を担保し、事業の円滑な実施を図るため、都道府県、医師会、助産師会等の協力を得て、多職種、多機関が連携した支援体制を整備すること。 （２）事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。 （３）症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。 ８ 利用料 本事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収することができる。 ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、全ての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。 ９ 支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合の対応 産後うつリスクの高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下の（１）から（５）までの全ての取組を行う場合に別途加算の対象とする。 （１）当該産婦に対するアセスメントの実施 （２）上記（１）によるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成 （３）ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り （４）当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における市町村（母子保健部署）との情報共有や、市町村において必要な支援（産後ケア事業の利用後の支援を含む。）を実施するための連携 （５）上記（１）から（４）までの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理	すること。 ７ 関係機関との連携体制の整備 （１）妊婦・出産・産後のケアの連続性を担保し、事業の円滑な実施を図るため、都道府県、医師会、助産師会等の協力を得て、多職種、多機関が連携した支援体制を整備すること。 （２）事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。 （３）症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。 ８ 利用料 本事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収することができる。 ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、全ての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。 ９ 支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合の対応 産後うつリスクの高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下の（１）から（５）までの全ての取組を行う場合に別途加算の対象とする。 （１）当該産婦に対するアセスメントの実施 （２）上記（１）によるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成 （３）ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り （４）当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における市町村（母子保健部署）との情報共有や、市町村において必要な支援（産後ケア事業の利用後の支援を含む。）を実施するための連携 （５）上記（１）から（４）までの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理

産後ケア事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 産後ケア事業（別添４）
10 留意事項 本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。 （１）こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。 （２）多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 （３）地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。 （４）他市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。 （５）効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。 また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点に同意を得ておくこと。 なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。 （６）都道府県が母子保健対策強化事業（うち、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業）や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業を活用して設置・開催する協議会において行われる、産後ケア事業を含む母子保健事業に関する実施体制の整備・委託先の確保などに係る協議に対し、必要な協力を行うとともに、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）に関するネットワーク体制の構築等の取組と連携を図ること。 （７）利用者及びそのこども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること。 短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施する場合	10 留意事項 本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。 （１）こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。 （２）多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。 （３）地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。 （４）他市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。 （５）効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。 また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、利用者から利用開始時点に同意を得ておくこと。 なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。 （６）都道府県が母子保健対策強化事業（うち、母子保健に関する都道府県広域支援強化事業）や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業を活用して設置・開催する協議会において行われる、産後ケア事業を含む母子保健事業に関する実施体制の整備・委託先の確保などに係る協議に対し、必要な協力を行うとともに、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）に関するネットワーク体制の構築等の取組と連携を図ること。 （７）利用者及びそのこども並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること。 短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施する場合

産後ケア事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 産後ケア事業（別添４）
は、施設内における安全に関するマニュアル（事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制（対応のフロー図を含む）、重大事案等発生時の対応などの事項を定めたもの）を作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。 また、事故等の事案発生時の連絡体制を整備するとともに、委託元の市町村への報告及び事故等の発生原因の検証や再発防止策の実施に努めること。 （８）次に掲げる事業は対象から除外する。 ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等） ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導 ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助 ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業 （９）より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。 （１０）利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。 （１１）個人情報の保護に十分留意すること。 （１２）事業実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。 （１３）本事業の全部又は一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。 （１４）（１）から（１３）までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。 <u>11 費用</u>	は、施設内における安全に関するマニュアル（事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制（対応のフロー図を含む）、重大事案等発生時の対応などの事項を定めたもの）を作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。 また、事故等の事案発生時の連絡体制を整備するとともに、委託元の市町村への報告及び事故等の発生原因の検証や再発防止策の実施に努めること。 <u>上記の安全に関するマニュアルの作成及び、担当職員への周知徹底を含む安全管理のための体制については、令和６年１２月３１日までの間に構築することとし、当該期間までの間は本留意事項を満たすものとみなすものであること。</u> （８）次に掲げる事業は対象から除外する。 ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等） ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導 ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助 ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業 （９）より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。 （１０）利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。 （１１）個人情報の保護に十分留意すること。 （１２）事業実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。 （１３）本事業の全部又は一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。 （１４）（１）から（１３）までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

産後ケア事業実施要綱	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 産後ケア事業（別添４）
<u>産後ケア事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</u>	